

伊奈町生活応援商品券 参加加盟店募集要項

1 趣旨

伊奈町及び伊奈町商工会（以下「商工会」という）が実施する「伊奈町生活応援商品券」の参加加盟店（以下「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

2 取扱店の募集受付期限

令和8年3月16日（月）

3 商品券の使用期間

令和8年7月1日（水）から令和8年12月31日（木）まで

4 商品券の種類等

商品券は、「共通券」（登録店全てで使用可能）500円券4枚と「地元応援専用券」（町内中小企業等の店舗でのみ使用可能）500円券2枚の2種類計6枚を1セットとして令和8年5月1日時点で伊奈町に住民登録があり、商品券の受け取り辞退がなかった全町民へ配布する。

5 「共通券」と「地元応援専用券」の対象者

「共通券」のみ使用できる店舗は、町内大型店舗、チェーン店（直営店）とする。

「共通券」及び「地元応援専用券」の使用できる店舗は、上記店舗以外の町内中小企業等店舗とする。

6 商品券の使用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- （1）換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）
- （2）土地および家屋の購入代金
- （3）国や地方公共団体への支払い
- （4）取扱店が利用を不可とした商品・サービス
- （5）その他、伊奈町が適当でないと認めたもの

7 取扱店の登録資格

商工会が発行する伊奈町生活応援商品券を取り扱うことのできる事業所の登録資格は伊奈町内の本事業の登録事業所とする。

なお、取扱店は、下記金融機関の預金口座のご準備をお願いいたします。また、下記金融機関の場合はできるだけ伊奈支店でのご協力をお願いいたします。もし下記金融機関以外をご利用になる場合は、申し訳ございませんが換金額の振り込みにお時間をいただくこととなります。あらかじめご了承ください。

<金融機関>

- （1）埼玉りそな銀行
- （2）武蔵野銀行
- （3）埼玉縣信用金庫

8 利用済み商品券の換金等

換金期間は、令和8年7月1日（水）から令和9年1月21日（木）（予定）。

※大量に換金する場合は、事前に商工会と調整が必要となります。

※終了日は変更になる可能性があります。

9 取扱店の責務

- （1）特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと。
- （2）商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

- (3) 伊奈町及び商工会と適切な連携体制を構築すること。
- (4) 商工会が配布するポスター等を利用者に見やすい場所に掲示すること。
- (5) 利用者から受け取った商品券は、裏面に取扱店等の記載またはゴム印を押印すること。
- (6) 他店の記載または押印がある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (7) 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に連絡すること。
- (8) 伊奈町並びに商工会が本事業に関して調査を行う時は、報告等の協力をすること。
- (9) 本要項に定める項目及び伊奈町及び商工会からの指示を遵守すること。

10 取扱店募集の周知方法

- (1) 伊奈町ホームページ掲載
- (2) 伊奈町広報掲載
- (3) 商工会ホームページ掲載
- (4) 商工会広報掲載
- (5) その他

11 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、持参により伊奈町生活応援商品券登録証明書兼誓約書（様式1）を商工会に提出し、商工会長の承認を得るものとする。
- (2) 商工会は、承認した事業所等へ伊奈町生活応援商品券事業者登録証明書を発行する。
- (3) 商工会は、承認した事業所等へ、取扱店であることの資材（ポスター、のぼり等）を配布する。

12 登録取扱店の周知

- (1) 商品券の発送時に取扱店の一覧を同封
※申込時期により掲載が間に合う店舗のみ
- (2) 伊奈町及び商工会ホームページに掲載
- (3) 参加加盟店及び伊奈町役場、伊奈町行政施設、商工会で取扱店の一覧を配布
- (4) その他

13 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は下記のとおりとする。また、利用済み商品券の換金にかかる手数料は無料とする。

※登録にかかる費用について、会員事業所は無料。非会員事業所は、法人事業所 30,000円、個人事業主 10,000円を事前に商工会へ納入する。

14 取扱店資格の喪失

伊奈町及び商工会は、本要項9に定める行為に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

15 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。
共通券のみ使用できる店舗が地元応援専用券を受け取った場合は換金できません。

16 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。